

○泉大津市市税条例施行規則

昭和41年2月28日

規則第3号

(固定資産税の減免に係る率)

第9条 条例第35条第3項に規定する規則で定める率は、次のとおりとする。

- (1) 条例第35条第1項第1号の適用を受ける者 生活保護法の規定による生活扶助又は生活扶助以外の扶助若しくは貧困により生活のため公私の扶助を受けている者が所有し、かつ、自ら使用している家屋及びその敷地に係る税額でその扶助を受けている期間に到来する納期において納付すべき税額の全額
- (2) 条例第35条第1項第2号の適用を受ける者 災害の発生した日以後の納期において納付すべき税額（災害の発生した日の属する年度又は災害の発生した日の年の属する年度の税額）については、次の区分により減免する。

ア 農地又は宅地

損害の程度	減免率
被害面積が、当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	全額
被害面積が、当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
被害面積が、当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
被害面積が、当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4

イ 家屋

損害の程度	減免率
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。	全額
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。	10分の8
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満	10分の6

の価値を減じたとき。	
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価格で減じたとき。	10分の4

ウ 農地又は宅地以外の土地

納税義務者が市内において所有する農地又は宅地以外の土地については、アの表に定める区分により、その受けた損害の程度を認定し、当該損害の程度に応ずる減免率を乗じた額

エ 償却資産

納税義務者が市内において所有する全償却資産については、イの表に定める区分により、その受けた損害の程度を認定し、当該損害の程度に応ずる減免率を乗じた額

(3) 条例第35条第1項第3号の適用を受ける者 公益社団法人又は公益財団法人について直接公益の用に供する固定資産（無料で借り受けているものを含む。）に係る税額について、その固定資産を直接公益の用に供した日からその用に供さないこととなった日までの間に到来する納期に納付すべき税額の全額

(4) 条例第35条第1項第4号の適用を受ける者 第8条第6号の規定を準用する。

(5) 条例第35条第1項第5号の適用を受ける者

ア 公共事業実施のため使用収益できなくなった固定資産について、その固定資産に係る税額のうちその使用収益ができなくなった日から使用収益ができることとなった日までの間に到来する納期に納付すべき税額の全額

イ 土地区画整理法に定める土地区画整理事業により仮換地の指定前に道路、公園その他公共の用に供されたため使用収益することができない土地（1筆のうちの一部の場合はその部分）について、その土地に係る税額のうち使用収益することができなくなった日から仮換地の指定の日までの間に到来する納期に納付すべき税額の全額

ウ 賦課期日を含む6箇月以上引き続き遊休状態にある償却資産で今後引き続き相当の期間遊休状態にあると認められる償却資産について、その償却資産

に係る税額のうちその遊休状態となった日から6箇月を経過した日から遊休状態でなくなった日までの間に到来する納期に納付すべき税額の10分の5の額

エ 相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により物納された固定資産相続税の物納の許可のあった日以後に納期の末日の到来する納期において納付すべき税額（相続税の物納の許可のあった日の属する年度又は物納の許可のあった日の年の属する年度の税額）の全額

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として市内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体がその本来の活動の用に供する集会所として無償で使用する又はその所有に属する固定資産（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項に規定する共用部分を除く。）に係る税額について、その固定資産を当該集会所の用に供した日から、その用に供さないこととなった日までの間に到来する納期に納付すべき税額の全額

カ 定期的に行われる地域の伝統行事で地域住民が主体となって行うものにおいて、地域住民が共同で使用する祭具その他の道具（営利を目的として使用される道具を除く。）を保管するために設置された施設で専ら当該道具の保管の用に供されている固定資産に係る税額について、その固定資産を当該道具の保管の用に供した日から、その用に供さないこととなった日までの間に到来する納期に納付すべき税額の全額

キ 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場の用に供されている固定資産（土地については、法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地以外の土地に限る。）について、その固定資産に係る税額のうち当該公衆浴場の用に供した日から、その用に供さないこととなった日までの間に到来する納期に納付すべき税額の3分の2の額

ク 賦課期日において、年齢が65歳以上の者、特別障害者又は寡婦若しくはひとり親のうち、次に掲げるすべての要件に該当する者で固定資産税の納税が困難であると認められるものに係る固定資産について、その固定資産に係

る税額のうち申請のあった日以後に到来する納期に納付すべき税額の2分の1の額

- (ア) 納税義務者及び納税義務者と生計を一にする者の当該年度の前年中の合計所得金額が、個人の市民税均等割非課税限度額以下であること。
- (イ) 自己の居住用以外の土地又は家屋を所有していないこと。
- (ウ) 所有家屋の延べ床面積が70平方メートル以下であること。
- (エ) 当該年度の固定資産税額（都市計画税を含む。）が5万円以下であること。

2 前項各号に定めるもののほか公益上その他の事由により特に減免を必要と認めるときは前項各号と均衡を失しない程度で実情に応じた減免率を適用する。

（平2規則1・平6規則2・平15規則1・平19規則11・平20規則28・令2規則50・一部改正）